

社会福祉法人神川町社会福祉協議会評議員及び役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第7条第4項の規定に基づく評議員選任・解任委員会への提案及び定款第19条第1項の規定により選任する役員選任候補者の選出について必要な事項を定めるものとする。

(評議員及び役員の選出)

第2条 本会理事会が推薦する評議員選任候補者及び役員選任候補者は、別表に基づき選出するものとする。

(評議員解任の提案)

第3条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員選任・解任委員会に解任の提案をすることができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成10年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任に係る評議員選任候補者の選出は、この規程の例により行う。

別表（第2条関係）

| 選任候補者の選出区分 | | 選出定数 | | |
|-------------------------------|----------------|------|-----|-----|
| 構成組織 | 選出団体 | 理事 | 監事 | 評議員 |
| | | 人以内 | 人以内 | 人以内 |
| 1 住民代表的な 性格の強いもの | (1) 自治会 | 1 | | 2 |
| | (2) 婦人会 | | | 1 |
| 2 福祉専門機関・ 関係団体的 性格の強いもの | (1) 民生・児童委員協議会 | 2 | 1 | 2 |
| | (2) 福祉関係行政 | 1 | | |
| | (3) 社会福祉施設 | 1 | | 2 |
| | (4) ボランティア団体 | 1 | | 1 |
| | (5) 赤十字奉仕団 | | | 1 |
| 3 当事者団体的 性格の強いもの | (1) 障害者団体 | 1 | | |
| | (2) 老人クラブ | 1 | | 1 |
| | (3) 福祉教育推進員 | | | 1 |
| | (4) 遺族会 | | | 1 |
| 4 関連分野団体 | (1) 教育委員会 | 1 | | |
| | (2) 保護司会 | 1 | | 1 |
| | (3) 更生保護女性会 | | | 1 |
| | (4) 人権擁護委員 | | | 2 |
| | (5) 行政相談員 | | | 1 |
| | (6) 母子愛育会 | | | 1 |
| 5 その他 | (1) 行政 | 1 | | |
| | (2) 議会 | 2 | | |
| | (3) 学識経験者 | 1 | 1 | |
| 合 計 | | 14 | 2 | 18 |